

障害者のスポーツ

2004.3.20

(財)日本障害者スポーツ協会

藤原 進一郎

◎ 障害者

- ・第2次世界大戦の戦後処理のための、身体障害者福祉法(昭和24年制定)、児童福祉法(昭和22年制定)、精神薄弱者福祉法(知的障害者福祉法)(昭和35年制定)や精神衛生法(昭和25年制定)などが制定されて、厚生省を中心として、いろいろな施策がすすめられてきた。
- ・1970(昭和45)年代以降、高度経済成長を背景に、多くの行政分野がかかわり、多様な障害者のニーズに対応してきた。しかし、国際障害者年(1981年)の取り組みなどが契機になって、分散していた障害者の福祉施策をまとめ、心身障害者対策基本法(昭和45年制定)が改正され、平成5年に障害者基本法(題名改正)にまとめられた。

・障害者基本法による障害者

- ・長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者を指す

・障害の範囲

・身体障害者

- 1 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - ① 両眼の視力(万式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
 - ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 2 次に掲げる聴覚または平衡機能の障害で永続するもの
 - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - ④ 平衡機能の著しい障害
- 3 次に掲げる音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
 - ① 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失
 - ② 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 4 次に掲げる肢体不自由
 - ① 一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ③ 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
 - ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 5 心臓、じん臓または呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
(注) 5にいう「政令で定める障害」は、昭和59年10月から「ぼうこうまたは直腸の機能の障害」が、昭和61年10月から「小腸の機能の障害」が、また、平成10年4月から「ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害」が定められた。

・知的障害者

一般的にはA(最重度・重度)とB(中度と軽度)に区分され、知的機能の遅れとして、知能指数(IQ:Intelligence Quotient)がおおむね70ないし75以下とみなされている。「知的障害児(者)基礎調査」(厚生労働省:平成12年度)によると、最重度、重度、中度、軽度の4段階に分けて表記されている。

なお、「教育上、特別な取り扱いを要する児童、生徒の教育措置について」(文部省)によると、知的障害の程度は次のように解説されている。

- a 重度の知的障害とは、ほとんど言語を話さず、自他の意志の交換および環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度(IQ25ないし20以下の者)
- b 中度の知的障害とは、環境の変化に適応する能力が乏しく、他人の助力により、身辺の事柄を処理することができる程度(IQ20ないし25から50程度)
- c 軽度の知的障害とは、日常生活に差し支えない程度に身辺の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度(IQ50から70程度)

・精神障害者

統合失調症や中毒性精神病などの精神疾患(機能障害)と金銭の扱い方が適切でない、人づきあいが苦手、細かいことが気になるなど(能力障害)の両面から総合的に判定される。障害程度の等級は、手帳制度によると次のように分けられる。

- 1級 精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
- 2級 精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、または、制限を加えることを必要とする程度の者
- 3級 精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者

◎ 障害者数

表1 障 傷 者 数 (障害者白書14年版) <単位:万人>

障害者	総数	在宅者									施設入所	
		視覚	聴言	肢體	内部	(重複)	最重度	重度	中度	軽度		
身体障害者	351.6				332.7						18.9	
18歳未満	9.0	0.48	1.52	4.77	1.42	(0.6)					0.8	
18歳以上	342.6	30.1	34.6	174.9	84.9	(17.5)					18.1	
知的障害者	45.9						32.9				13.0	
18歳未満	10.3						1.78	3.07	1.78	1.83	0.9	0.9
18歳以上	34.2						2.67	5.97	5.74	5.21	2.53	12.1
年齢不詳	1.4						0.10	0.22	0.24	0.28	0.60	0
精神障害者	204					170					34	
総数	601.5					535.6					65.9	

(注) 資料は平成11~13年度の厚生労働省の資料による

◎ 障害者のスポーツ実施者数

国の調査などから推計すると、スポーツ(運動)が、人間にとって重要であることは認識しているが、実際に必要な運動(週1回30分以上)を実施している人は、3人に1人程度といわ

れる。したがって、平成12年に文部科学省が策定した「スポーツ振興基本計画」では、国民の2人に1人はスポーツが生活化することを目指している。しかし、調査などによると、成人の約3分の2の人は、時間がないとか仕事が忙しいなど、スポーツに対する消極的な意見で実施していない。

表2 スポーツ実施状況 (複数回答)

行わない理由		平成3年	平成6年	平成9年
理由		平成3年	平成6年	平成9年
仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから	年をとったから	49.9%	48.1%	45.5%
体が弱いから		17.4	18.1	16.1
運動・スポーツは好きでないから		13.7	11.8	14.7
機会がなかったから		11.0	10.1	12.1
		13.2	13.6	10.4
行う理由		平成3年	平成6年	平成9年
理由		平成3年	平成6年	平成9年
楽しみ、気晴らしとして		59.9%	62.4%	57.4%
健康・体力づくりのため		45.7	50.7	52.5
友人・仲間との交流として		44.1	44.9	39.7
運動不足を感じるから		35.7	44.9	39.7
家族の触れ合いとして		17.1	16.3	15.4

総理府「体力・スポーツに関する世論調査」平成9年

表3 スポーツの実施状況

調査年度	実施した	実施しない	不明
昭和54	67.9%	32.1%	-%
57	64.2	35.8	-
60	63.2	36.8	-
63	64.1	35.7	0.2
平成3	65.7	34.1	0.2
6	66.7	33.0	0.3
9	71.7	28.1	0.2
12	68.0	31.9	0.1

表4 実施した日数

日数	%
週3日以上	26.8%
週1~2日以上	27.9
月1~3日	24.4
3月に1~2日	10.9
年1~3日	9.1
わからない	0.8

内閣総理大臣官房広報平成12年10月「体力・スポーツに関する世論調査」

障害者についてのスポーツの実施状況については有効な資料がなく、推測の域をでない。1998(平成10)年、(財)日本障害者スポーツ協会が発行した「21世紀を見据えた障害者スポーツの在り方」によると、「週1~2回」と「月1~2回」スポーツを実施していると答えた者が、身体障害者で10.5%、知的障害者で27.2%となっているが、実質的には、はるかに少ないと考えられるとまとめられている。

そこで、わが国で障害者の最も多く利用している(14年度、障害者延人数約24.5万人)スポーツ施設利用の実人数約15万人)「大阪市障害者スポーツセンター(2箇所)」の利用状況から推察すると次のようである。

現在の大坂市の障害者数は、約127,000人である。この中から、年少者・高齢者、運動禁忌者、入所・入院者、大阪市民以外の利用者などの者を除くと、約4万人～4.5万人前後の人がこの施設の利用対象と考えられる。しかし、実際の利用者は約3%前後の3,500～4000人しか利用していないと見られる。すなわち、同じ人が毎日のように利用している状態であり、健康維持のために有効な運動のできている人は、さらに少ないと思われる。

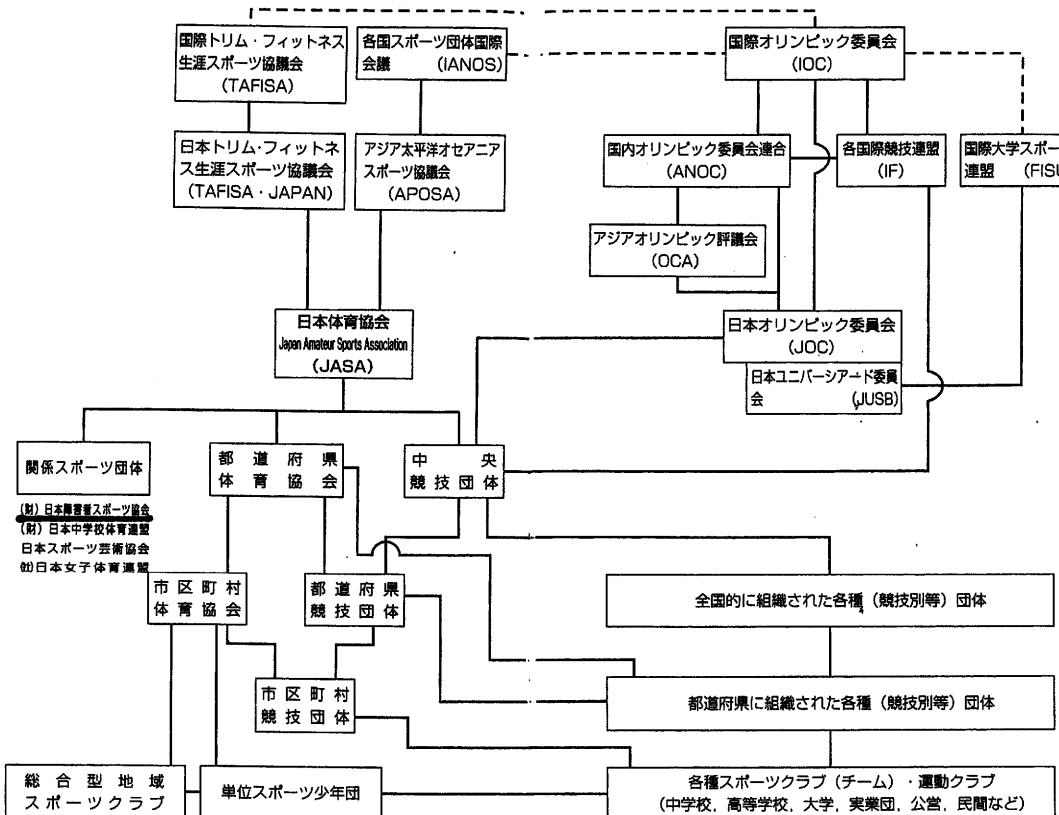
大阪市長居障害者スポーツセンター利用状況

月別・施設別使用状況（延人員）

施設	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)	1日平均	構成比	前年度実績	前前年度比
		本館	体育室	プール	卓球室	ボウリング室	トレーニング室	講習室										
本館	体育室	1,681	1,667	1,647	1,773	2,004	1,976	1,956	2,004	1,916	1,355	1,695	1,795	21,469	73.5	7.7%	22,007	97.5%
	プール	4,368	4,158	4,988	6,574	7,390	6,656	4,998	4,063	3,079	3,071	3,470	3,879	55,694	190.7	20.0%	49,848	111.7%
	卓球室	2,256	2,156	2,070	2,282	2,389	2,296	2,107	2,034	1,713	1,798	2,080	2,469	25,650	87.8	9.2%	25,167	101.9%
	ボウリング室	5,506	5,156	5,238	5,647	5,643	5,301	5,220	5,161	4,688	4,855	5,190	5,971	63,580	217.7	22.8%	64,441	98.6%
	トレーニング室	3,930	3,473	3,357	3,729	3,879	3,680	3,893	3,367	2,744	3,055	3,527	3,895	42,529	145.8	15.3%	41,328	102.9%
	講習室	2,369	2,005	3,064	2,698	2,097	2,182	2,890	2,697	4,301	1,847	2,396	2,564	31,010	106.2	11.1%	30,169	102.7%
別館	計	20,109	18,617	20,364	22,603	23,402	21,091	21,064	19,326	18,441	15,984	18,358	20,573	239,932	821.7	86.3%	232,960	102.9%
	小体育室	2,221	2,024	1,715	1,677	1,943	1,835	2,002	1,769	1,746	1,526	1,936	2,461	22,855	78.3	8.2%	21,177	107.9%
	避難室	624	533	617	689	747	677	787	728	621	429	666	743	7,761	26.6	2.7%	5,406	143.5%
	研修室(和室)	234	236	181	322	319	205	459	204	312	222	222	347	3,263	11.2	1.1%	2,794	116.7%
	国書室	92	84	79	114	86	30	83	70	81	103	109	90	1,021	3.5	0.3%	1,201	85.0%
	工作室	—	—	—	—	—	51	466	—	—	—	—	10	527	1.8	0.1%	565	93.2%
屋外等	計	3,171	2,877	2,592	2,802	3,146	3,213	3,331	2,771	2,660	2,280	2,933	3,651	35,427	121.3	12.7%	31,143	113.7%
	屋外プール	—	—	—	—	166	461	—	—	—	—	—	—	627	2.1	0.2%	670	93.8%
	屋外運動場	192	184	161	179	237	147	166	107	94	56	74	113	1,710	5.9	0.6%	1,238	138.1%
	医事相談室	11	7	8	4	6	3	5	1	—	4	4	2	55	0.2	0.0%	69	79.7%
	計	203	191	169	349	704	150	171	108	94	60	78	115	2,392	8.2	0.8%	1,977	120.5%
	延人數	23,483	21,685	23,125	25,754	27,252	24,454	24,566	22,205	21,195	18,324	21,369	24,339	277,751	951.2	100.0%	266,080	104.3%
合計	実人數	14,879	13,841	14,871	16,245	16,963	15,630	15,282	14,068	14,051	11,427	13,428	14,954	175,639	601.5	—	173,290	101.3%
	開館日数	25	23	24	25	27	24	25	24	23	23	23	26	292	—	—	294	—

◎ わが国障害者のスポーツ組織

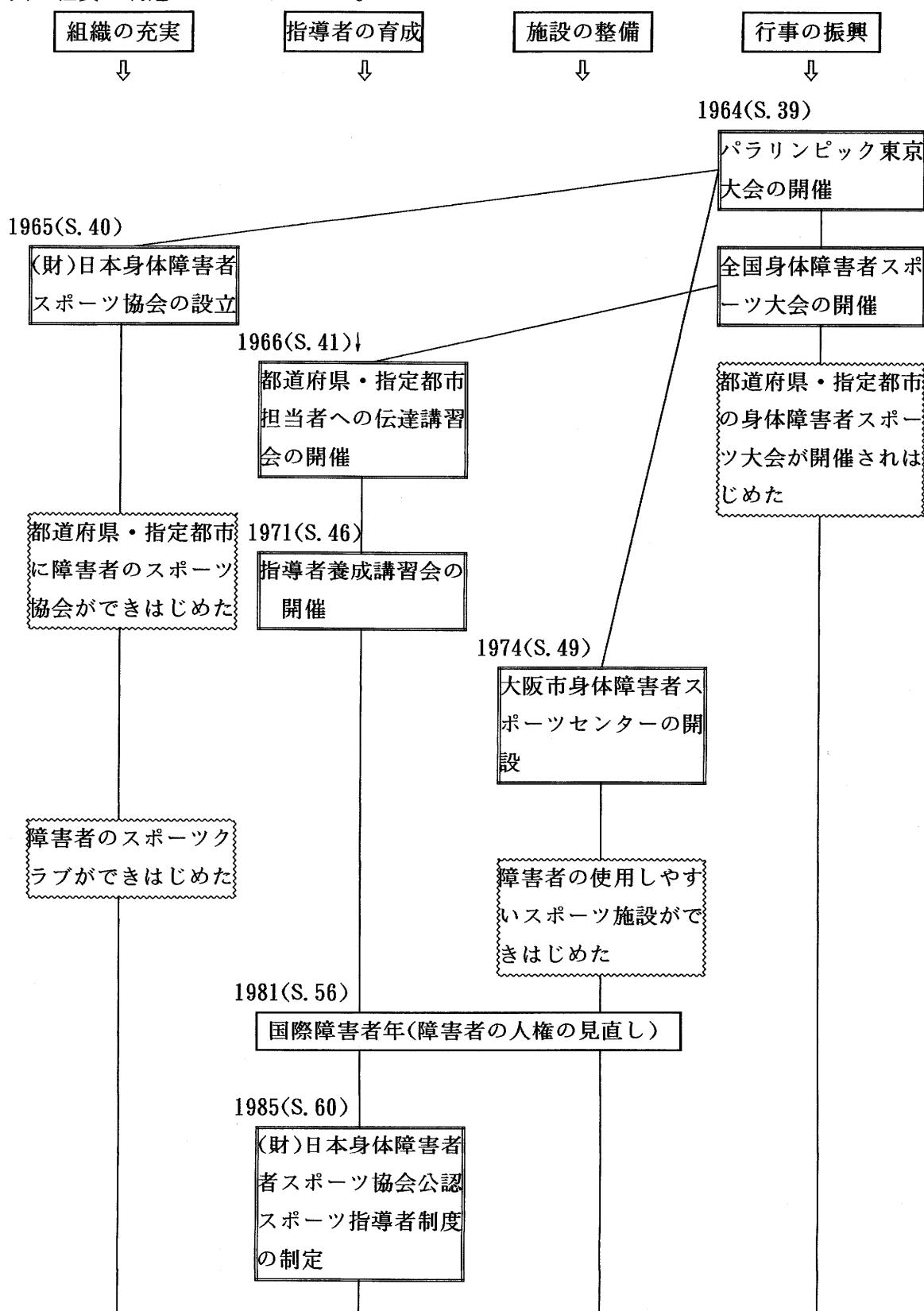
(財)日本障害者スポーツ協会は、2000(平成12)年6月、(財)日本体育協会に加盟するこ

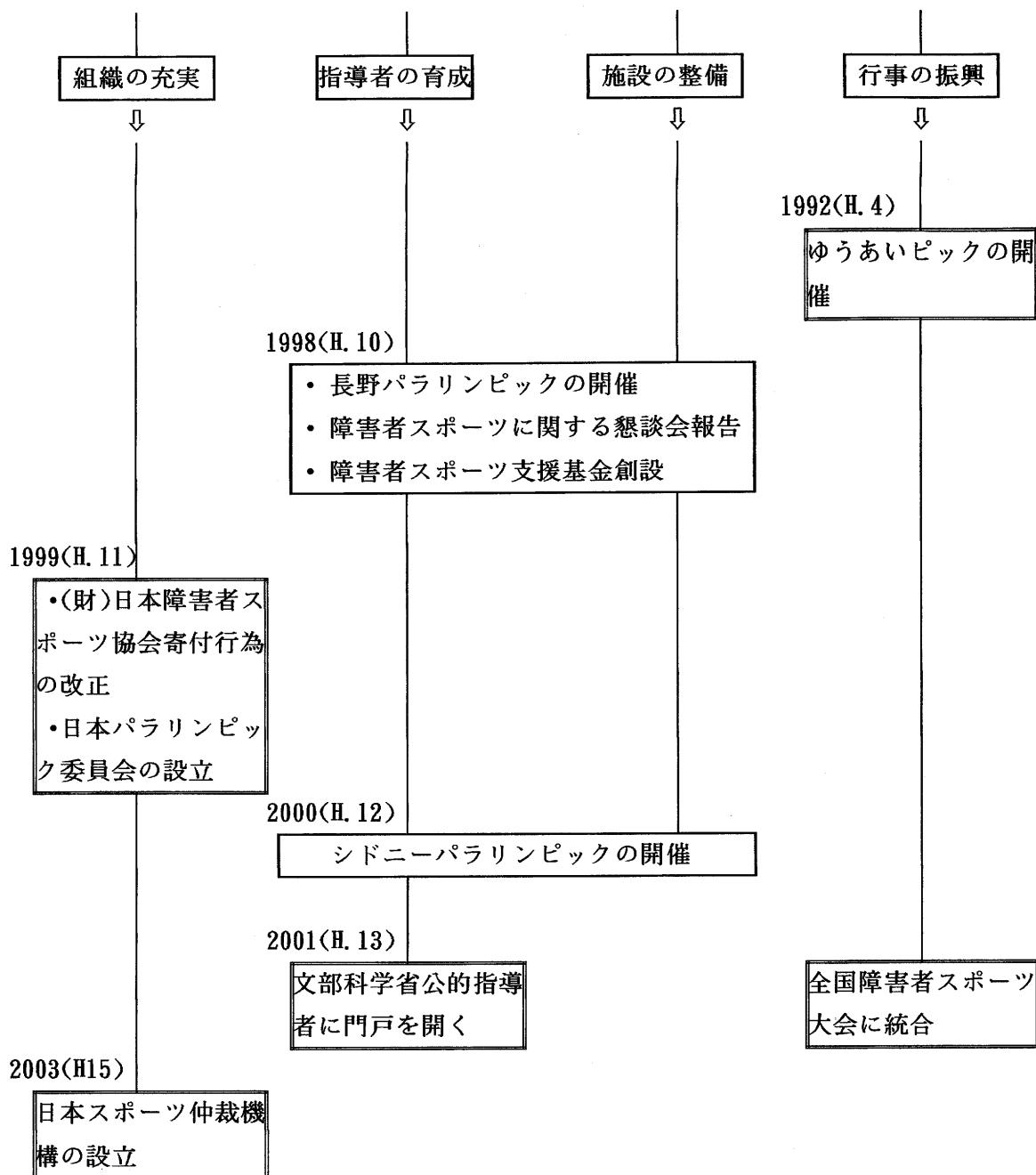


◎ わが国障害者のスポーツ振興の過程

〈参考1〉

スポーツ振興のキーワードとして、組織の充実、指導者の育成、施設の整備、行事の振興や経費の調達などがあげられる。





◎ わが国障害者の競技スポーツの発展

- ・わが国の障害者のスポーツは、1960(昭和35)年、第1回パラリンピックローマ大会以後、リハビリテーション関係者の間で話題になり始めた。その後、1964年の東京パラリンピックが全国身体障害者スポーツ大会の開催を引き出し、少しづつ全国に広まった。
- ・1974年の大阪市身体障害者スポーツセンターの開設(スポーツ施設の普及、スポーツクラブの結成)、1981年の国際障害者年の取り組み(地方公共団体の取り組み)、1998年の長野パラリンピックの成功(国の取り組み)などが、障害者のスポーツ振興の契機になった。
- ・1989年、国際パラリンピック委員会が組織され、障害者のエリートスポーツの振興を通して、障害者のスポーツ振興を図ろうとする活動に対応するために、1991年より、国際組織の競技規則による競技会(ジャパンパラリンピック)なども開催するようになった。
- ・1998年の厚生省事務次官の私的懇談会として開催された「障害者スポーツに関する懇談会報告」が、大きくわが国の障害者のスポーツの方向性を示した。
- ・1996年アトランタパラリンピックの頃より、各都道府県・指定都市の推薦は必要としながらも、競技団体からの選手の推薦に重点を置くようになった。
- ・日本パラリンピック委員会が組織されて以来、パラリンピック日本代表選手の選手選考は、従来の別途組織される選考委員会から、この委員会で行われるようになった。

障害者スポーツに関する懇談会報告（概要） 1998.6

- ・近年、障害者の間にスポーツを含む社会参加への気運が高まり、スポーツを楽しむという意識が生まれてきた。また、競技としても積極的に意義づける必要がある
- ・障害のある人もない人も、身近な人たちでスポーツを楽しむ機会をつくることや指導者も育成してスポーツ施設を使いやすくする
- ・厚生労働省と文部科学省の緊密な連携を図ることと、障害者スポーツ団体が、(財)日本体育協会や(財)日本オリンピック委員会などの協力を得る努力をする
- ・(財)日本障害者スポーツ協会が養成する指導者が、それぞれの場面に適応できるように見直すとともに、(財)日本体育協会や(財)日本オリンピック委員会などが養成する制度との連携を図る
- ・一般に行われる競技会などにも、全ての障害者の競技会参加を奨励する
- ・全ての障害者が身近な所でスポーツに親しめるように、施設の改善や指導者の確保につとめる
- ・各县などに障害者スポーツ協会などの設立につとめ、一般の競技団体などの協力を得て競技別の団体の育成にも努力する
- ・国際的な障害者の競技スポーツの進展に対応できる組織を確立する
- ・(財)日本オリンピック委員会などの協力や、国などの支援を受けるなど、選手強化につとめる
- ・知的障害者のスポーツ振興につとめる
- ・競技用具の研究開発・改良につとめる
- ・メダリストに対する顕彰制度についても検討する
- ・マスメディアへの積極的な情報の提供などを検討する
- ・「障害者スポーツ支援基金」や「スポーツ振興くじ」の収益金の助成を期待する

◎ 國際障害者スポーツ組織と主な競技会の誕生

- ‘24(大正13)年 パリでInternational Committee of Sports for the Deaf(CIIS:国際ろう者スポーツ委員会)が設立されるとともに、第1回世界ろう者スポーツ大会が開催された
- ‘48(昭和23)年 Dr. Sir Ludwig Guttmannによって第2次世界大戦(1939<昭14>年～1945<昭20>年)後初めてのロンドンオリンピックの開会式の日に合わせて、Storke Mandeville 病院で脊髄損傷者による運動会が開かれた
- ‘49(昭和24)年 CISSによる第1回冬季競技大会がゼーフェルト(オーストリア)で開催された
- ‘52(昭和27)年 International Storke Mandeville Federation(ISMF:国際ストークマンデビル連盟<現在のISMWSF: I. S. M. Wheelchair sports F.>)が組織され、この大会にオランダの人たちが加わり、これを第1回ISMGとしてきた
- ‘60(昭和35)年 ローマオリンピックの後、脊髄損傷者による第9回ISMGがその地で行われ、後に、これを第1回パラリンピック競技大会とした
- International Sports Organization for the Disabled (ISOD: 国際身体障害者スポーツ機関)が組織された。しかし、永続した組織に発展できず一旦解散し、4年後に再組織された
- ‘64(昭和39)年 第13回ISMGが東京オリンピックの後に行われ、これがわが国障害者のスポーツの夜明けとなった
- ISODが、本部をパリからストークマンデビルに移して再編成された
- ‘65(昭和40)年 ワシントンで開催された第10回世界ろう者競技大会に、わが国から初めて参加した
- ‘67(昭和42)年 ベルヒテスガーデン(西ドイツ)で開催された第6回世界ろう者冬季競技大会に、わが国から初めて参加し、その後毎回参加している
- ‘74(昭和49)年 FESPIC Federathionが設立された(設立当時はFar East and South Pacific Games Federation for the Disabled: 極東・南太平洋障害者スポーツ連盟<愛称FESPIC>と呼んでいたが、2002<平成14>年規約が改定され、名称も変わった)
- ‘75(昭和50)年 第1回FESPIC競技大会が大分で開催された
- ‘76(昭和51)年 第5回トロントパラリンピック競技大会が開催され、この大会から切断者と視覚障害者が加わるようになった
- エーンシェルドスピーカ(スウェーデン)で、視覚障害者、切断者とポリオの人たちによって第1回パラリンピック冬季競技大会が開催された
- ‘78(昭和53)年 Cerebral Palsy International Sports and Recreation Association(CP-ISRA:国際脳性麻痺者スポーツ・レクリエーション協会)が組織された
- ‘80(昭和55)年 第6回アーヘンパラリンピック競技大会より脳性麻痺者が加わった
- ‘81(昭和56)年 International Blind Sports Association(IBSA:国際視覚障害者スポーツ協会)が組織された
- ‘82(昭和57)年 障害別スポーツ組織の代表によるInternational Coordinating Committee(ICC:国際調整委員会)が設立された
- ‘84(昭和59)年 ICCによって第7回パラリンピック競技大会がニューヨークとストー

クマンデビル(車椅子のみ)に分かれて開催された

・ インスブルック(オーストリア)で開催された第3回パラリンピック冬季競技大会にわが国から初めて正式(第1回から個人として参加した人はいた)に参加した

‘86(昭和61)年 International Sports Federation for Persons with an Intellectual Disability(INAS-FID:国際知的障害者スポーツ連盟<当初はINAS-FMH .. with Mental Handicapが使われていた>)が組織された

‘88(昭和63)年 第8回ソウルパラリンピック競技大会が開催され、この大会からその他の機能障害者が加わった

‘89(平成01)年 加盟国によるInternational Paralympic Committee(IPC:国際パラリンピック委員会)が組織された

‘94(平成06)年 IPCが主催した最初の大会として、リリハンメルパラリンピック冬季競技大会が開催された

‘95(平成07)年 IPCが結成されたときには加盟していたCISSがIPCから脱会した

‘01(平成13)年 IOCとIPCの間でパラリンピック競技大会に関する協力について合意がなされた

・ 第19回世界ろう者競技大会(今回からDeaflympics <デフリンピック>)という愛称がつけられた

・ IPC総会で任期満了に伴い、会長にMr. Philip Cravenが選ばれた

‘02(平成14)年 第8回ソルトレークパラリンピック冬季競技大会が開催された

・ 第8回FESPIC釜山大会が開催された

‘03(平成15)年 ISMWSFとISODが合併した。暫定的に組織名はISMWSF/ISODが使われる
・ 第1回FESPIC Youth Gamesが香港で開催された

‘04(平成16)年 第12回パラリンピック競技大会はギリシャのアテネで開催される

‘06(平成18)年 第9回パラリンピック冬季競技大会はイタリヤのトリノに決定している

・ 第9回FESPIC大会はインドネシアのクワランプールに決定している

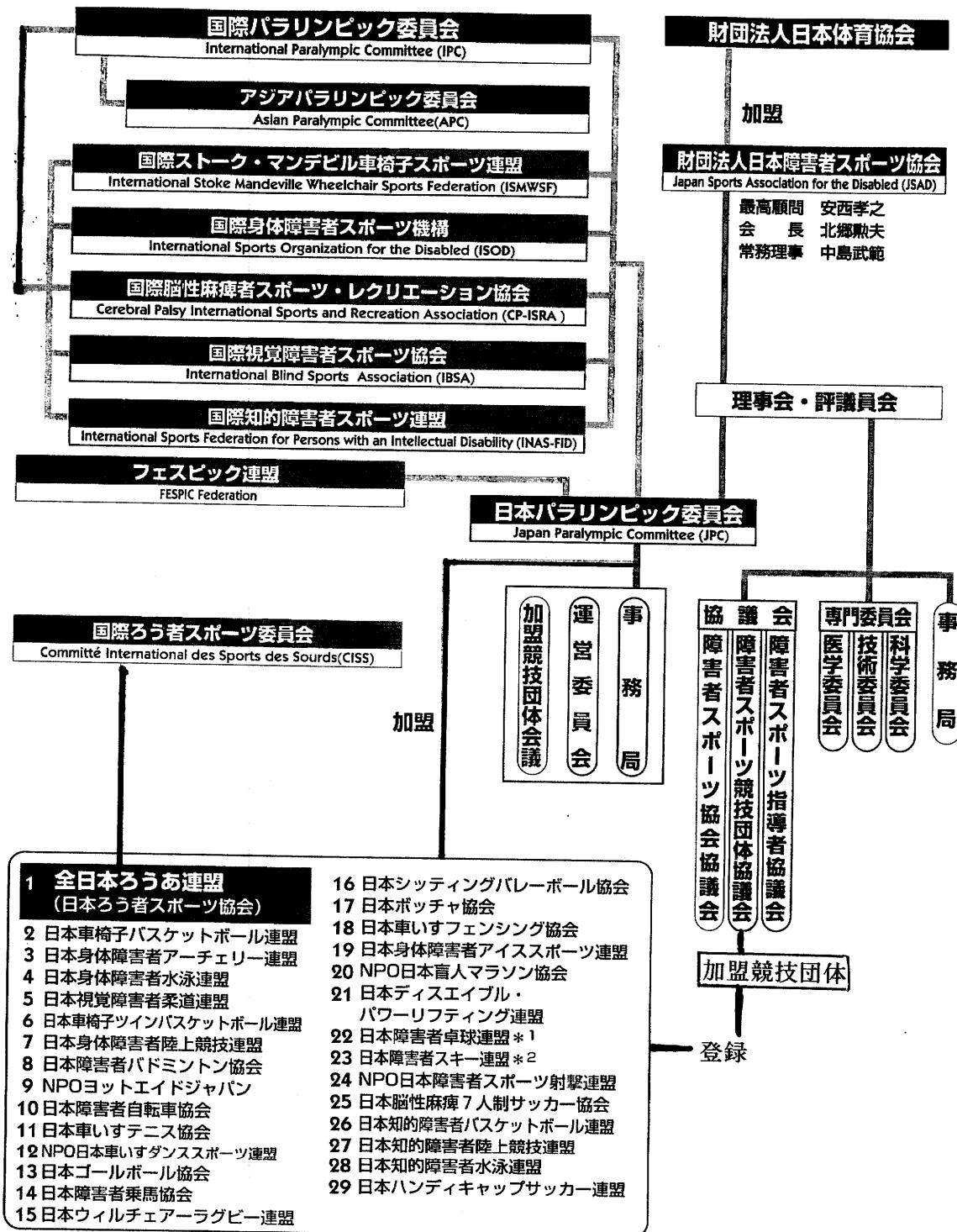
‘08(平成20)年 第13回パラリンピック競技大会は北京に決定している

(注)

知的障害者は、独自の競技会からアトランタパラリンピックのデモンストレーション競技という過程を経て、1998(平成10)年の長野パラリンピック冬季競技大会からパラリンピックに正式に参加するよになった。現在は、シドニーパラリンピックの選手資格の不正問題で、明確な障害の範囲が求められ、知的障害者の組織<INAS-FID>はパラリンピック競技大会への参加が認められていない。

障害者スポーツの組織・機構図

〈参考3〉



* 1 脊体不自由者、知的の団体が加盟している

* 2 身体障害者、チェア、クロスカントリー、知的障害者の団体が加盟している